

# 平内町議会基本条例 検証結果報告書

令和5年3月3日

平内町議会活性化特別委員会

## 目 次

1. 平内町議会基本条例制定の経緯	2
2. 検証の目的	2
3. 検証の経過	2
4. 平内町議会基本条例の検証に関する実施要領	3
5. 平内町議会基本条例検証対象条文と検証項目の分類	4
6. 検証結果	7
7. 基本条例検証総合評価一覧表	11

## 1. 平内町議会基本条例制定の経緯

平内町議会基本条例（以下「基本条例」という）は、平成 29 年 6 月 23 日に議会活性化特別委員会を設置して以来、30 回にわたる会議での議論と、初めての議会報告会、専門家による議会改革に関する研修会、先進町村議会との交流会 4 回、全議員意見交換会 8 回などを経て、平成 31 年第 1 回定例会において全会一致で可決し、平成 31 年 4 月 1 日から施行している。

この基本条例は、二元代表制のもと、合議機関である議会の役割を明らかにし、議会とその構成員である議員が活動するにあたっての基本的な事項を定めている。

## 2. 検証の目的

基本条例の目的が達成されているかどうか 2 年ごとに検証し、必要に応じて条例の改正を含めた適切な処置を講ずるための方向性を示すことを目的とする。

## 3. 検証の経過

年月日	内容
令和 4 年 1 月 24 日	検証期間を決定（令和 2 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までとする）
令和 4 年 2 月 10 日	基本条例の条文見直しについて協議
令和 4 年 2 月 22 日	前回の検証に於いて課題となった事項について協議
令和 4 年 3 月 17 日	前回の検証結果と今回対象とする条文について協議
令和 4 年 3 月 31 日	基本条例の条文確認と今回対象とする条文の選別
令和 4 年 4 月 12 日	基本条例の条文確認と今回対象とする条文の選別と検証シートについて協議
令和 4 年 4 月 28 日	検証対象条文と検証シートの様式決定
令和 4 年 6 月 6 日	本会議終了後に委員会報告、検証シートとその記入方法について説明
令和 4 年 8 月 8 日	検証シート回収後の対応（と纏め方と担当者等）について協議
令和 4 年 9 月 9 日	本会議終了後に委員会報告、検証シートの提出と提出日（10/7）厳守について
令和 4 年 11 月 15 日	検証シートの集計を確認し、同種の意見集約及び誤字脱字修正
令和 4 年 12 月 5 日	「本会議終了後に委員会報告」 検証シートの集計と取りまとめた結果を全議員に報告し、意見を聴取
令和 4 年 12 月 13 日	報告書作成の形式について協議
令和 5 年 1 月 11 日	基本条例検証結果報告書について審議
令和 5 年 1 月 27 日	基本条例検証結果報告書について審議
令和 5 年 2 月 8 日	基本条例検証結果報告書の審議とその発行について

## 4. 平内町議会基本条例の検証に関する実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、平内町議会基本条例(平成31年3月13日 条例第12号。以下「基本条例」という)第20条の規定に基づき、この条例の目的達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 検証体制と検証対象期間

- (1) 基本条例の検証に係る作業は、議会活性化特別委員会において行うものとする。
- (2) 検証対象期間は、令和2年10月1日～令和4年9月30日までとする。

### 3. 検証方法等

- (1) 検証は、基本条例の条文の中から検証すべき条文を抽出し、条文ごとに実績の評価と今後の方向性を記入する基本条例評価シートを用いる。
- (2) 評価シートの検証対象条文ごとに、議員全員にその実績評価と今後の取り組みと方向性を記入して頂く。
- (3) 評価と方向性は下表による評価点と指標で集約し、評価と方向性についてはできる限りその理由を記入してもらう。

【実績評価点数と方向性の指標】

評価点	実績評価	指標	今後の方向性
5	十分達成された	1	条文に従いこれまで通りに取り組む
4	概ね達成された	2	条文に従い新たな取り組みを検討
3	一部達成された	3	条文を改正する
2	ほとんど達成されていない	4	その他
1	未着手		

### 4. 検証結果

- (1) 検証結果は、基本条例が目指すものとして、大きく以下の4項目に分類する。

分類番号	基本条例が目指すもの(検証項目)
①	政策等の監視と評価
②	町民意見の反映と政策立案等の向上
③	解りやすく開かれた議会運営と透明性の確保
④	議員の政治倫理と政務活動

- (2) 記入された評価シートを精査し、上記の分類ごとに結果を取りまとめる。

### 5. 検証結果の公表等

- (1) 検証結果報告書を議長に提出するとともに、全員協議会等において検証結果を報告する。
- (2) 検証結果報告書を議会ホームページや議会だより掲載など、広く町民への周知を図る。

### 6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は議会活性化特別委員会において別に定める。

## 5. 平内町議会基本条例検証対象条文と検証項目の分類

- |   |
|---|
| 検証項目の分類 ① 政策等の監視と評価<br>② 町民意見の反映と政策立案等の向上<br>③ 解りやすく開かれた議会運営と透明性の確保<br>④ 議員の政治倫理と政務活動 |
|---|

平内町議会基本条例	分類番号
<p><b>(前文)</b> 平内町議会は、平内町の二元代表制の一翼を担う機関として、積極的な情報の公開と政策活動への多様な町民参加の推進を図り、自己研さんに努め、自由で活発な討議を行い、町長及び町行政機関との持続的な緊張関係の保持、公正・透明性の確保を遂行する決定機関である。</p> <p>議会は「町民憲章」の下、「郷土“ひらない”を心から愛し、活気と魅力にあふれた住みよい町」の実現に向け、人と人、町民と行政が協働して質の向上を目指し、町民の幸せを願い、ここに最高規範となる条例を制定する。</p>	
<p><b>第1条</b> この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした町民と共に歩む活力ある議会を目指し、郷土愛にあふれた豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	
<p><b>第2条</b> 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、「公正、透明、信頼」を重んじ、町民参加を目指して活動する。</p>	
<p><b>第3条</b> 議員は、町民によって選挙された特別職の公務員である。したがって、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動しなければならない。</p>	
<p>2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な町民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進しなければならない。</p>	②
<p>3 議員は、町政における課題全般について多様な町民意見を把握するとともに、政策提案を行うことに努めなければならない。</p>	②
<p><b>第4条</b> 議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	③
<p>2 議会は、全ての会議を原則公開するものとする。</p>	③
<p>3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるものとする。</p>	③
<p>4 議会は、請願及び陳情を「町民による政策提案と位置づける」とともに、その審議においては、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p>	③
<p>5 議会は、広く町民及び各団体との議会報告会又は意見交換会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、議会及び議員の政策能力を強化し、更に政策提案を図るものとする。</p>	②
<p>6 議会は、町のイベント等へ積極的に参加し、町民との連携を図るものとする。</p>	
<p><b>第5条</b> 本会議における議員と町長その他執行機関の長及び説明者(以下「町長等」という。)の一般質問は、広く町政の論点・争点を明確にするため、通告に基づいた一括質問一括答弁方式と、一問一答方式の選択制で行う。</p>	

平内町議会基本条例		分類番号
<b>第6条</b> 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。		①
	(1) 総合計画との整合性	
	(2) 関係ある法令及び条例等	
	(3) 政策等に関する財源措置	
<b>第7条</b> 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により、政策の説明資料を町長に求めるものとする。		①
<b>第8条</b> 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべきものを定めることができる。		
<b>第9条</b> 議会は、町長等の事務の執行について、監視する責務を有する。		①
2 議会は、一般質問に対する町の回答について、その経過等を検証することができる。		①
3 議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。		①
<b>第10条</b> 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で活発な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		③
2 議員は、前項の規定により議員相互間で活発な討議を行って政策、条例の議案などの提出を積極的に行うよう努めるものとする。		②
3 議員は、会議の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、プライバシーに関する発言は行ってはならない。		④
<b>第11条</b> 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を積極的に強化する。なお、執行機関の法務機能の活用、職員の併任を考慮するものとする。		
<b>第12条</b> 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。		②
2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。		②
3 議会は、議員の資質向上のため、図書の実用を図るものとする。		②
4 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるために、一般選挙後の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。		
<b>第13条</b> 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、町民に対して周知するよう努めるものとする。		③
2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会や町政に関心を持つよう議会広報に努めるものとする。		③

平内町議会基本条例	分類番号
<b>第14条</b> 議員定数は、別に条例で定める。	
2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。	
3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、議員が提出するものとする。	
<b>第15条</b> 議員報酬は、別に条例で定める。	
2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。	
3 議員報酬の条例改正議案の提出に当たっては、前条第3項の規定を準用する。	
<b>第16条</b> 議員は、この条例が示す倫理性を常に自覚し行動しなければならない。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことがあってはならない。	④
<b>第17条</b> 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、町長等と連携するものとする。	③
<b>第18条</b> 議長は、災害が発生した場合、平内町議会災害対策会議を設置することができる。	
2 議会は、町長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。	
3 議会は、災害時の状況等を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ町長等に対し、提言及び提案を行うものとする。	
<b>第19条</b> 議会は、この条例を、議会運営の最高規範と位置づけ尊重しなければならない。	
2 議会は、この条例に定める理念及び原則を尊重して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。	
<b>第20条</b> 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。	③
2 基本条例の検証を行うとともに、継続的に議会を活性化するため、議員で構成する特別委員会を設置するものとする。	
<b>第21条</b> この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	

## 6. 検証結果

評価点	実績評価
5	十分達成された
4	概ね達成された
3	一部達成された
2	ほとんど達成されていない
1	未着手

指標	今後の方向性
1	条文に従いこれまで通りに取り組む
2	条文に従い新たな取り組みを検討
3	条文を改正する
4	その他

### 検証項目 ① 政策等の監視と評価

条 文	第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。 (1)総合計画との整合性 (2)関係ある法令及び条例等 (3)政策等に関する財源措置	評価点	方向性
評価と方向性	令和4年 第2回定例会より、主に新規事業や補正予算に関する詳細な説明書が提出されるようになった。 今後も引き続き、町の総合計画の現況や関係する事業との整合性、法令や条例、政策等に関する財政措置について把握するための資料提供を求めている必要がある。	3.6	1-4人 2-3人 3-0人 4-2人
条 文	第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により、政策の説明資料を町長に求めるものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	詳細な説明書の提出を求めたことにより、説明がわかりやすくなったとの意見もあるが、予算書・決算書の備考説明だけでは不足との意見もあることから、他自治体の先進事例を研修するなどして活かすべきである。	3.1	1-5人 2-3人 3-0人 4-1人
条 文	第9条 議会は、町長等の事務の執行について、監視する責務を有する。	評価点	方向性
評価と方向性	事務執行の監視は、本会議、各常任委員会、所管事務調査、例月監査等により、概ね実施されているが、情報が少ないなどの意見もある。 期間ごとに計画等の進捗を把握するための方策を検討すべきである。	3.2	1-5人 2-1人 3-2人 4-1人
条 文	第9条 第2項 議会は、一般質問に対する町の回答について、その経過等を検証することができる。	評価点	方向性
評価と方向性	質問に対する実施案件は「議会だより」に掲載されているが、「検討案件」とした回答は、その後、経過等の報告がないので再度質問している例がある。方向性では、「条文に従い～」を半数超が支持していることから「議会」としては、行政に一定の期間で経過等の報告を求めている必要がある。	2.9	1-4人 2-1人 3-2人 4-2人
条 文	第9条 第3項 議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。	評価点	方向性
評価と方向性	議員の多くは、本議会での審議や常任委員会において町長等の事務執行について評価を明らかにするように努めている。	3.5	1-4人 2-3人 3-0人 4-2人



検証項目 ② 町民意見の反映と政策立案等の向上

条文	第3条 第2項 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な町民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進しなければならない。	評価点	方向性
評価と方向性	議会が合議制の機関であることは認識し重視している。議員間自由討議の必要性も理解しているが、十分な自由討議が行われていないと感じている。 議員相互間の自由討議を推進するには、町政の課題を把握し、回数を重ね下地づくりをすることや、自由討議に関する議員間の共通認識を図ることなどの解決に向けた取り組みをする。	2.7	1-3人 2-3人 3-1人 4-3人
条文	第3条 第3項 議員は、町政における課題全般について多様な町民意見を把握するとともに、政策提案を行うことに努めなければならない。	評価点	方向性
評価と方向性	議員の多くは民意の把握に努めていると認識している。政策提案については、一般質問により断片的に提案していると捉えている。 政策提言力を高めるためには、必要な議員研修に努め、さらなる研鑽が必要である。	2.8	1-6人 2-1人 3-0人 4-2人
条文	第4条 第5項 議会は、広く町民及び各団体との議会報告会又は意見交換会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、議会及び議員の政策能力を強化し、更に政策提案を図るものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	漁協役員との意見交換会(令和3年10月22日)やアンケート調査を実施したことで、団体との意見交換をしていると評価しているが、議会の説明責任や政策能力強化・政策提案に触れた意見はなかった。 今後の意見交換会については、さらなる工夫を要する。	3.1	1-4人 2-1人 3-1人 4-1人
条文	第10条 第2項 議員は、前項の規定(第10条)により議員相互間で活発な討議を行って政策、条例の議案などの提出を積極的に行うよう努めるものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	前項同様に「活発な討議」が前提であるが、条例の議員提案は少なからず行われている。「議員」としての役割を指している条文を活かすには、個々の力量向上の研鑽が求められる。 「条文改正」に賛同者がいることを鑑みれば、「議員」を「議会」に変更することの検討が必要ではないか。	2.5	1-4人 2-1人 3-2人 4-2人
条文	第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	コロナ過もあるが、議員研修は充実していないと感じている。 今後の取り組みとして、専門性のある講師の招へいや研修の機会を増やすように努める。	2.7	1-4人 2-2人 3-0人 4-3人
条文	第12条 第2項 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	各分野の専門家、町民各層等との議員研究会は開催されていない。 これは、コロナ過の影響もあるが、計画性がないことによる。	2.4	1-5人 2-1人 3-1人 4-2人

条文	第12条 第3項 議会は、議員の資質向上のため、図書の充実を図るものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	不十分と考えている。 今後の取り組みとしては、図書室の意義と活用方法について意思統一が必要である。	2.3	1-4人 2-1人 3-3人 4-1人

### 検証項目 ③ 解りやすく開かれた議会運営と透明性の確保

条文	第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説責任を十分に果たさなければならない。	評価点	方向性
評価と方向性	情報公開は、広報紙とホームページにより行われ、改善されつつあるが、まだ不十分と感じている。 今後の取り組みではインターネットの活用など、ハード面の充実を求めている。	3.2	1-5人 2-3人 3-0人 4-1人
条文	第4条 第2項 議会は、全ての会議を原則公開するものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	ある程度達成されたとの評価もあるが、一方で定例会以外の会議が公開されていることを町民に周知されていないとの意見がある。	3.7	1-5人 2-2人 3-1人 4-1人
条文	第4条 第3項 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	参考人・公聴会制度の活用は無かったが、この制度は活用すべきものと、ほとんどが必要性を認識していることから、今後の運用方法が課題である。	1.8	1-5人 2-2人 3-0人 4-2人
条文	第4条 第4項 議会は、請願及び陳情を「町民による政策提案と位置づける」とともに、その審議においては、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	対象となる期間内には、町民からの請願及び陳情はなく、陳情のほとんどは町外からのものである。	1.9	1-3人 2-2人 3-2人 4-1人
条文	第10条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で活発な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	評価点	方向性
評価と方向性	議会は言論の府である。実績評価では「概ね達成された」と「ほとんど成されていない」との意見に分かれが、今後に於いても条文を生かすことを7割の議員が望んでいる。 議会としては、条文内容の達成に向けた努力が求められる。	3.0	1-7人 2-1人 3-0人 4-1人

条文	第13条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、町民に対して周知するよう努めるものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	周知は広報紙などで概ね達成との評価が多い。一方、町民からの評価を把握するために、モニター制度導入の提案があったことは、前向きに検討すべきである。	3.5	1-8人 2-0人 3-0人 4-1人
条文	第13条 第2項 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会や町政に関心を持つよう議会広報に努めるものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	概ね達成されたと評価している。 方向性では、広報紙の紙面簡潔化や見てもらうための工夫をあげ、多様な広報手段として、SNSへのアップや動画公開・配信を望む声がある。	4.0	1-6人 2-2人 3-0人 4-2人
条文	第17条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、町長等と連携するものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	緊急連絡網はあるが、機能は不十分と考えている。 実効性のある計画の策定や町との連携訓練、連絡網訓練等が必要である。	2.5	1-9人 2-0人 3-0人 4-1人
条文	第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。	評価点	方向性
評価と方向性	半数は十分達成、半数は一部又は概ね達成されたと評価している。	4.4	1-7人 2-1人 3-1人 4-1人

#### 検証項目 ④ 議員の政治倫理と政務活動

条文	第10条 第3項 議員は、会議の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、プライバシーに関する発言は行ってはならない。	評価点	方向性
評価と方向性	概ね遵守されたと評価している。議員の政治倫理と政務活動については定期的な研修を実施すべきとの意見があった。	3.8	1-6人 2-2人 3-0人 4-1人
条文	第16条 議員は、この条例が示す倫理性を常に自覚し行動しなければならない。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことがあってはならない。	評価点	方向性
評価と方向性	多くは、条例から外れた行為はなく十分達成されたと評価しているが、自己評価であることから、今後も倫理観を保つための研修等が必要である。	4.6	1-9人 2-0人 3-1人 4-0人

7. 基本条例検証総合評価一覧表(前回との比較)

検証項目	条 項	条 文 の 要 旨	今回評価点 (10人)					前回の評価 (12人)						
			評価点とその人数					評価点とその人数						
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1		
① 政策等の監視と評価	6	1	5	3	1	0	3.6	0	5	4	2	1	3.1	
	7	1	3	3	2	1	3.1	2	5	2	3	0	3.5	
	9	0	6	1	2	1	3.2	2	6	3	1	0	3.8	
	9	0	3	4	2	1	2.9	0	5	5	1	1	3.2	
	9	1	4	4	1	0	3.5	2	3	5	1	1	3.3	
	3	0	1	5	4	0	2.7	2	3	7	0	0	3.6	
	3	0	3	4	2	0	2.8	1	2	7	2	0	3.2	
	4	0	4	5	0	0	3.4	1	4	6	0	0	3.5	
	10	1	1	1	6	1	2.5	0	4	0	6	2	2.5	
	12	0	1	6	2	1	2.7	1	6	3	1	1	3.4	
② 町民意見の反映と政策立案等の向上	12	0	1	4	3	2	2.4	0	3	5	3	1	2.8	
	12	0	2	1	5	2	2.3	0	2	3	3	4	2.3	
	4	1	4	3	1	0	3.2	0	3	7	2	0	3.1	
	4	3	2	4	1	0	3.7	3	4	3	2	0	3.7	
	4	0	1	1	4	3	1.8	0	2	0	4	6	1.8	
	4	0	1	1	4	4	1.9	0	2	3	1	4	2	2.9
	5	—	—	—	—	—	—	5	6	1	0	0	4.3	
	10	0	4	2	4	0	3.0	4	3	4	0	1	3.8	
	12	—	—	—	—	—	—	2	4	0	1	4	2.9	
	13	0	7	1	2	0	3.5	2	7	1	2	0	3.8	
③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保	13	0	10	0	0	4.0	3	5	3	0	1	3.8		
	17	1	1	3	2	3	2.5	3	1	2	3	2	2.8	
	20	5	4	1	0	0	4.4	1	6	0	2	2	3.2	
	3	—	—	—	—	—	—	2	8	1	1	0	3.9	
	10	1	6	3	0	0	3.8	5	5	0	1	0	4.3	
	16	6	4	0	0	0	4.6	5	6	1	0	0	4.3	

参考

7. 基本条例検証 総合評価一覧表 (参考資料)

No.	点数順位	検証項目	条項	条文の要旨	今回の評価 (10人)					評価と課題
					評価点とその人数					
					5	4	3	2	1	各評価点
1	1	③	4 3	議会は、委員会の運営では参考人制度、公聴会制度を活用し、専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させる。	0	1	1	4	3	1.8
2	2	③	4 4	議会は、請願及び陳情を「町民(住民)による政策提案と位置づける」。その審議では、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努める。	0	1	1	4	4	1.9
3	3	②	12 3	議会は、議員の資質向上のため、図書の充実を図る。	0	2	1	5	2	2.3
4	4	②	12 2	議会は、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催する。	0	1	4	3	2	2.4
5	5	②	10 2	議員は、議員相互間で活発な討議をし、政策や条例案の提出に積極的に努める。	1	1	1	6	1	2.5
6	5	③	17 1	議会は、災害時に機能的に対応できる危機管理体制を整備し、町長等と連携する。	1	1	3	2	3	2.5
7	6	②	3 2	議員は、民意を反映した議員相互間の自由討議を推進する。	0	1	5	4	0	2.7
8	6	②	12 1	議会は、議員の政策形成、立案能力の向上等のため、議員研修の充実強化を図る。	0	1	6	2	1	2.7
9	7	②	3 3	議員は、多様な民意を把握し、政策提案に努める。	0	3	4	2	0	2.8
10	8	①	9 2	議会は、一般質問の回答について検証する。	0	3	4	2	1	2.9
11	9	③	10 1	議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等で、議員提出議案、町長提出議案及び請願・陳情を審議し結論を出す場合、議員相互間で活発な討議と議論を尽くし、町民に説明責任を果たす。	0	4	2	4	0	3.0
12	9	③	13 1	議会は、町政の重要な情報を議会独自の視点で、町民に周知するよう努める。	0	7	1	2	0	3.0
13	10	①	7 1	議会は、予算・決算審議では、政策の説明資料を町長に求める。	1	3	3	2	1	3.1
14	11	①	9 1	議会は、町長等の事務執行について監視する。	0	6	1	2	1	3.2
15	11	③	4 1	議会は、議会活動の情報公開に努め、町民に対し説明責任を十分に果たす。	1	4	3	1	0	3.2
16	12	②	4 5	議会は、町民、団体との意見交換会を年に1回以上開催する。この意見交換会で議会の説明責任を果たす。・意見交換により、議員の政策能力を強化し、政策提案を図る。	0	4	5	0	0	3.4
17	13	①	9 3	議会は、議場に於ける審議、監査、調査により町長等の事務執行を評価する。	1	4	4	1	0	3.5
18	14	①	6 1	議会は、町長提案の計画・事業等は、その決定過程を明らかにするよう求める。	1	5	3	1	0	3.6
19	15	③	4 2	議会は、全て(本会議、常任委員会、特別委員会)の会議を原則公開する。	3	2	4	1	0	3.7
20	16	④	10 3	議員は、会議の秩序を乱したり、品位を落としてほならない。プライバシーに関する発言は行ってはならない。	1	6	3	0	0	3.8
21	17	③	13 2	議会は、多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会や町政に関心を持つ議会広報に努める。	0	10	0	0	0	4.0
22	18	③	20 1	議会は、本条例の目的達成状況を2年毎に検証し、必要により本条例の改正等適切に措置する。	5	4	1	0	0	4.4
23	19	④	16 1	議員は、本条例が示す倫理性を常に自覚し行動する。自己の地位に基づき影響力を不正行使し、町民の疑惑を招いてはならない。	6	4	0	0	0	4.6

検証項目	① 政策等の監視と評価 ② 町民意見の反映と政策立案等の向上 ③ わかりやすく開かれた議会運営と透明性の確保 ④ 議員の政治倫理と政務活動
------	--